

令和8年度
障害者雇用納付金制度

事務説明会 ご案内

～常用雇用労働者が100人を超える全ての事業主は
障害者雇用納付金の申告義務があります～

申込締切
R8. 2/6 (金)



令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の雇用障害者数をもとに、
令和8年4月1日から同年5月15日の間に、令和8年度分の申告・申請をお願いします。
○障害者の法定雇用率を下回る場合は、障害者雇用納付金を納付する必要があります。
○障害者の法定雇用率を上回る場合は、障害者雇用調整金の支給申請ができます。

NEW

■R8年度申告申請に関する改正点

- ①特例給付金(経過措置)の廃止
- ②除外率の引き下げ(R7.4月改正)

制度の詳細・改正点・電子申告申請システムについてご案内いたします。

同封の「出席連絡票(申込書)」に必要事項をご記入のうえ、
令和8年2月6日(金)までに、FAXまたは郵送にてお申込みください。

日程 (令和8年)		場所	時間(スケジュール)
2/17(火)	筑西	しもだて地域交流センター(アルテリオ)	【受付】 13:00～ 【オリエンテーション】 13:15～13:20 【説明会】 13:20～15:20
2/20(金)	日立	多賀市民会館(多賀市民プラザ)	①第1部 13:20～14:10 ＜制度概要＞ (休憩10分)
2/25(水)	土浦①	県南生涯学習センター	②第2部 14:20～15:20 ＜システム操作＞
2/27(金)	水戸	水戸市民会館	
3/ 3(火)	ひたちなか	ひたちなかテクノセンター	
3/ 6(金)	土浦②	県南生涯学習センター	
3/ 9(月)	常総	ポリテクセンター茨城	※第2部終了後に 個別質問の時間を設けます

(裏面へ続く)

本ご案内は、【令和7年度までに申告義務があった事業主】および【新たに申告義務があると思われる事業主】にお送りしています。

【対象】申告義務がある事業主：常用雇用労働者の総数が、100人を超える(100.5人以上)月が連続または断続して5か月以上ある場合

■新たに申告義務があると思われる事業主とは…

貴社が、ハローワークに提出した「障害者雇用状況報告書」(R7.6.1現在)において、常用雇用労働者数が100人を超える場合、新規申告対象の可能性があるため、本ご案内をお送りしています。(下記③参照)

■常用雇用労働者の減少などにより、**申告義務がない(対象外)**場合は、「常用雇用労働者総数報告書」(下記④)をご記入の上、FAXまたは郵送で下記提出先までご提出ください。

送付内容(説明会にご持参ください)

- ① 本紙「令和8年度 障害者雇用納付金制度 事務説明会のご案内」
- ② 令和8年度 障害者雇用納付金制度 事務説明会 出席連絡票(申込書)
- ③ 「はじめての方へ」
- ④ **常用雇用労働者総数報告書** ※申告義務がない場合、こちらを記入の上ご提出ください。
- ⑤ 納付書・領収済通知書(様式第104号)
※R8年度申告書の内容に応じ、**納付金をお納めいただく際に**ご使用ください。
- ⑥ ペイジーによる障害者雇用納付金の納付について
- ⑦ 令和8年度 障害者雇用納付金制度 申告申請書 記入説明書 (水色の冊子①)
- ⑧ 障害者雇用納付金 電子申告申請システム 操作マニュアル(水色の冊子②)

説明会【注意事項】※ご確認の上、お申し込みください。

申込について

R8.2.6(金)締切

1. **必ず【出席連絡票】(申込書)にてお申込みください。** FAXまたは郵送にて受付いたします。
2. 原則**1事業所1名**でのお申込みをお願いいたします。**お申込みは2名まで受け付けいたします**が、定員を超えるお申込みがあった場合、1名様限りのご参加とさせていただきます。
3. **事前にお申込みがない場合、当日ご来場されても、参加をお断りいたします。**

参加可否について



- ・ 定員に達し、**参加をお断りする場合のみ、その旨のご連絡をさせていただきます。**

その他

- ・ マスクの着用については、ご自身の判断にお任せいたします。ただし、感染症の拡大状況によっては 着用をお願いする場合もございますので、念のためご持参ください。
- ・ **防寒にご留意ください。** ブランケット、座布団・クッション等のお持ち込みは可能です。

令和8年度の申告・申請

令和8年4月1日(水) ~ **令和8年5月15日(金)**
「調整金」は期限を過ぎての申請はできません。

郵送の場合
当日消印有効

らしく、はたらく、
ともに

お問合せ・提出先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部 高齢・障害者業務課

〒310-0803 茨城県水戸市城南1-4-7第5プリンスビル5階

(電話)029-300-1215 (FAX)029-300-1217

https://www.jeed.go.jp/location/shibu/ibaraki/08_ks.html



JEED



HPからシステムに入ることができます